

4. 国民健康保険税の減免の延長について

国民健康保険税の減免を令和3年度も延長して実施します。減免対象の要件・添付書類等の詳細については、担当までお問い合わせください。

減免の対象となる保険税は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている分です。令和3年度の納入通知書は7月上旬発送予定です。

年度末に資格を取得したこと等により、4月1日以降に納期限が設定された令和2年度分の保険税を含みます。

なお、令和3年度の納税通知書がお手元に届いてから申請してください。

【担当】 税務課 住民税係（内線1241）

5. 介護保険料の減免について

世帯の主たる生計維持者の事業収入等が、前年に比べ3割以上減少する見込み等の要件を満たした世帯を対象に、介護保険料の減免を令和3年度も実施します。

減免の対象となる保険料は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている分です。令和3年度の納入通知書は7月上旬発送予定です。

減免対象の要件・添付書類等の詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

なお、令和3年度の納入通知書がお手元に届いてから申請してください。

【担当】 高齢介護課 介護保険係（内線1155）

6. 感染症患者等に対する差別的取扱いをやめましょう

県内でも連日新型コロナウイルス感染症患者が確認されております。市民の皆さまにおかれましては、「個人の詮索・特定」、「個人情報への拡散」、「嫌がらせ」、「排他的な対応」「誤解や偏見に基づく差別的な言動」など、感染症患者等に対する偏見・差別や誹謗中傷等は、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

※もし悪質な行為があった場合には、法的責任が問われることがあります。

平川市 コロナ対策

🔍 検索

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策室
代表：0172-44-1111

新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症により、不安を抱え、また生活に影響を受けている市民の皆さまに安心して生活していただくため、国等の施策のほか、様々な市の取組を発信しています。

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種について

ワクチン接種は、高齢者施設等に入所している方から順に行います。詳細については以下のとおりです。なお、高齢者施設の入所者以外の65歳以上の方の接種は、5月10日の週以降から開始する予定となっており、接種券・予診票は4月22日に発送する予定です。

(1) 高齢者施設に入所している市民への接種について

① 平川市内の高齢者施設に入所している場合

平川市内の高齢者施設への入所者分の接種券・予診票は、既に各施設へ送付済となっており、各施設ごとの接種希望者へ4月19日の週以降から接種を開始する予定です。

② 平川市外の高齢者施設に入所している場合

平川市外の高齢者施設で接種を行う場合は、各施設から平川市へ接種券・予診票の発行依頼を行った施設に、直接送付されますので、本人、家族へは送付されません。

接種の日程については施設へお問い合わせください。

(2) ワクチン接種に関するお問合せ

平川市ワクチン接種相談センター

0120-976-992 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:30 (土日・祝日を除く)

※相談センターでは予約はお受けできません。今後開設予定の予約センターで受付いたします。

- 電話がつながりにくい場合は、あらためておかけ直してください。
- 相談できる内容は、ワクチン接種に関する質問・疑問、予約方法についてです。ワクチン接種に直接関係のない相談、副反応に関する専門的な質問等はお受けできませんので、ご了承ください。

【担当】新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (内線1166)

2. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯へ給付金を支給します。

（1）対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

（2）支給額

児童一人当たり 一律5万円

（3）手続き及び支給日

①の方は申請不要です。令和3年4月30日に振込予定です。

②・③の方は令和4年2月28日までに申請が必要です。ただし、これまでに児童扶養手当の申請をしたことがあり、資格喪失していない方には、申請書を送付します。申請書は4月下旬から発送します。申請手続きが完了次第振込手続きを行います。

そのほかの方は、担当までお問い合わせください。

【担当】子育て健康課子ども支援係（内線1152）



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

3. まん延防止等重点措置の実施区域について

4月13日現在、下記の地域がまん延防止等重点措置の適用を受けております。

令和3年4月5日から令和3年5月5日まで

宮城県 大阪府 兵庫県

令和3年4月12日から令和3年5月11日まで

東京都

令和3年4月12日から令和3年5月5日まで

京都府 沖縄県

○市民の皆様へのお願い

- (1) まん延防止等重点措置実施区域との不要不急の往来は控えるようお願いいたします。
- (2) まん延防止等重点措置実施区域から移動する方は、移動前2週間程度は感染リスクが高まる行動を控え、健康観察を徹底するようお願いいたします。
また移動後2週間程度は、不要な外出を控えるなど感染防止対策を徹底し、人との接触を最小限にとどめるようお願いいたします。
- (3) まん延防止等重点措置実施区域以外であっても、感染症患者が多数発生している地域への移動については、移動先の感染状況を踏まえ慎重に判断していただくとともに、移動先の自治体の実施する措置に従い慎重な行動をお願いいたします。
- (4) ご家族に高齢者や基礎疾患のある方、医療・介護従事者などがいる場合は感染が多発している地域への移動や他者との会食は極力避けてください。

○まん延防止等重点措置実施区域にお住まいの方、ご家族へのお願い

大変申し訳ございませんが、大型連休期間中、本市への帰省や旅行等は控えてくださるようお願いいたします。